

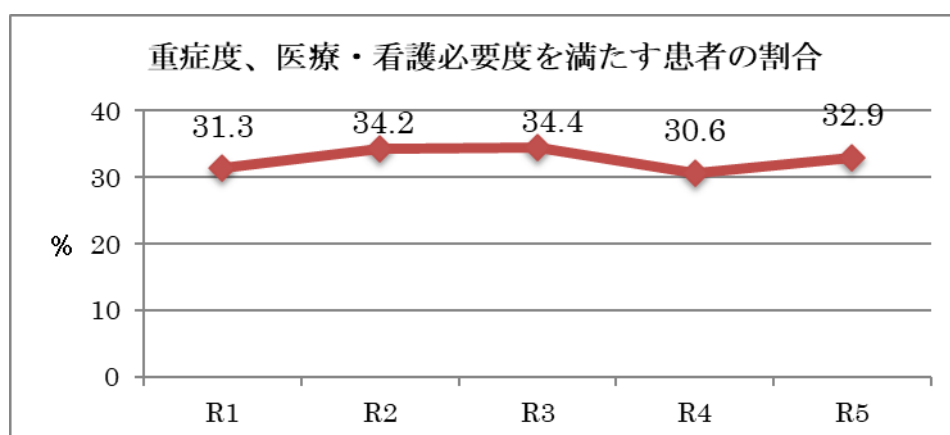
F 一般病棟における重症度、医療・看護必要度

重症度、医療・看護必要度は、診療の補助業務及び療養上の世話など、患者の提供されるべき看護量を計測するツールです。平成 30 年度診療報酬改定により、重症度、医療・看護必要度の評価方法は 2 通りとなり、当院が選択した重症度、医療・看護必要度Ⅱにおいては、A・C 項目は診療実績データにより評価しています。急性期一般入院基本料（旧 7 対 1 相当）の基準を満たす患者割合は 29%以上とされ、日々の評価が必須となっています。また、看護必要度は広く患者の看護の必要度を評価する項目として用いられていることから、マネジメントツールとして日々の評価データを用いて看護師の配置や看護師の応援体制を構築するためなどに用いています。

当院では必要度評価の妥当性・信頼性を高めるために計画的に評価者育成および評価内容、看護記録の監査をおこなっています。

17. 一般病棟の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす

患者の割合： 32.9%



分子：「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票」において、次の①～③のいずれかに該当する患者延べ人数。①A 得点 2 点以上かつ B 得点 3 点以上、②A 得点 3 点以上、③C 得点 1 点以上

分母：看護必要度を算定した病棟の在院患者延べ人数
×100 (%)